

横浜国立大学における教員業績評価大綱

平成 31 年 3 月 7 日
経営戦略会議決定
最近改正 令和 5 年 9 月 28 日

1. はじめに ー教員業績評価の趣旨

本学は、横浜国立大学憲章において「実践性」、「先進性」、「開放性」、「国際性」を建学からの歴史の中で培われた精神として掲げ、「多様性」を重んじ、世界の学術研究と教育に重要な地歩を築くべく、努力を重ねることを宣言している。そのため、公平性と透明性に裏打ちされた教員業績評価の仕組みを構築し、その結果を適切に処遇へ反映させることで、教員の意欲を高め、実践性、先進性、国際性、多様性に根ざす教育研究活動を一段と活性化させていく。さらにはそうした仕組みを公にすることで、本学の開放性をいっそう際立たせ、社会に開かれた国立大学法人としての本学に対する国民からの信頼をより強固なものにすることをめざす。

2. 業績評価の頻度及び対象

- (1) 教員業績評価（以下「業績評価」という。）は毎年実施する。
- (2) 業績評価の対象は、本学専任の、教授、准教授、講師、助教、特別研究教員及び助手（事務系の助手及び特任教員は除く。以下「専任教員」という。）とし、対象となる組織は、専任教員が所属する組織（以下、「部局等」という。）する。

3. 評価実施体制

- (1) 学長は、全学業績評価委員会を設置する。全学業績評価委員会は、学長、理事及び学長が指名した者で構成し、学長が委員長となる。当該委員会は、評価の実施に関する全学的な評価分野、評価項目の決定、評価結果の全学的集計及び公表並びに全学的な活動に関する評価等を行う。
- (2) 部局等の長（以下「部局長」という。）は、部局等業績評価委員会を設置する。部局等業績評価委員会は、部局長が指名する者を構成員とし、部局長が委員長となる。当該委員会は、所属する教員の業績評価及び結果の取りまとめを行う。また、部局長は部局等業績評価委員会での評価結果を全学業績評価委員会に報告する。

4. 評価分野・評価項目

- (1) 評価分野は、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の 4 分野とする。
- (2) 全学業績評価委員会は、各評価分野の下に、全学共通評価項目を定める。また、部局等業績評価委員会は、部局等の特性にあわせた評価項目を追加して提案することができ、全学業績評価委員会が調整の上、承認する。

5. 評価方法と評価結果の通知等

- (1) 全学業績評価委員会は、業績評価の趣旨を踏まえて、専門分野の特徴等を考慮した業績評価に係わる評価方法を定める。
- (2) 全学業績評価委員会は、被評価者の職階、職務の専門性を考慮し、教員業績調書及び教員業績評価書の様式と作成方法を定める。
- (3) 被評価者は、自らの活動状況に基づいて教員業績調書等を作成し、自身が所属する部局の部局長に提出する。
- (4) 部局等業績評価委員会は、提出された教員業績調書等に基づき被評価者の活動状況を評価し、部局長に報告する。
- (5) 部局長は、被評価者の勤務状況等を加味した上で、第1次評価を行う。
- (6) 部局長は、第1次評価案を被評価者に内示し、被評価者が第1次評価案に対して意見を申し立てる機会を設けて調整を行い、最終結果として第1次評価を確定する。
- (7) 部局長は、第1次評価結果を全学業績評価委員会に報告する。
- (8) 全学業績評価委員会は、部局長から提出された第1次評価結果を参考に、全学的な活動状況に係わる評価等を加えて、第2次評価を行い、学長に報告する。
- (9) 学長は、全学業績評価委員会で決定した第2次評価結果を、部局長及び被評価者へ通知する。

6. 業績評価結果の活用について

学長は、教員の意欲を高め、教育研究活動を一段と活性化するために、業績評価結果を以下の事項について、活用できるものとする。

- (1) 給与
- (2) 昇任及び雇用更新等
- (3) 研究費の配分
- (4) 表彰
- (5) その他

7. 評価結果の透明性の確保

- (1) 学長は、評価結果の全体概要等を公表するものとする。
- (2) 被評価者個人の評価結果は、本人以外には開示しない。また、個人が特定できるような公表は行わない。

8. その他

- (1) 学長は、業績評価の手続き及び内容に関して、継続的に改善をはかるものとする。
- (2) その他、業績評価の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この大綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この大綱は、令和元年 5 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この大綱は、令和 2 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この大綱は、令和 3 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この大綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。